

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 1 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等の実施方法について

標記につき、別添写しのとおり各登録講習機関・研修実施機関宛、事務連絡を発送しましたので、お知らせいたします。



事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 1 日

各登録講習機関・研修実施機関 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等の実施方法について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が 7 都府県に発出され、さらに 4 月 16 日には全都道府県に対し発出され、外出の更なる自粛要請等がなされたほか、いわゆる「3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）」が重なる状況を避けること等の更なる注意喚起もなされたところです。

こうしたことから、今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）第 114 条の 49 第 1 項第 3 号、第 114 条の 53 第 1 項第 3 号、第 162 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号、第 175 条第 1 項（第 4 号から第 7 号までを除く。）、第 188 条第 1 号イ及び同条第 2 号イに規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習、基礎講習又は専門講習並びに規則第 168 条、第 175 条第 2 項及び第 194 条に規定される厚生労働大臣に届出を行った者が行う継続的研修（以下「講習等」という。）の開催に当たっては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、感染症対策に万全を期すようお願いいたします。また、講習等の実施に当たり万全な感染症対策が困難であると講習等実施者が判断した場合、当分の間、インターネット等を利用した方法での実施について、差し支えない旨、お知らせします。

なお、インターネット等を利用した方法で、講習等を実施する場合は、その受講及び試験の実施に当たり、不正な行為が行われないよう対策を講じた上で行ってください。